

○真庭市議会災害対策委員会規程

平成23年2月10日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、真庭市議会災害対策委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、真庭市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じ、真庭市災害対策本部(以下「本部」という。)が設置された場合は、これに協力するため、必要に応じて委員会を設置することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、議長をもって充て、委員会を総括する。

3 副委員長は、副議長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、議長及び副議長を除く議員をもって充てる。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(所掌事項)

第5条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 本部からの情報の収集に関すること。

(2) 本部への情報提供に関すること。

(3) 避難所等における自治会、自主防災組織等への支援及び協力に関すること。

(4) 被災者からの相談及び被災者への助言に関すること。

(5) その他委員長が必要と認める事項

(要請)

第6条 市の災害対策に対する要請は、委員会で決定した事項について委員長が本部へ行うものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年2月10日から施行する。